

<報道発表資料>

カテゴリー:県政一般

令和7年8月6日

産業廃棄物処理業者の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、株式会社トーシンの産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消しました。

1 処分対象者

名 称：株式会社トーシン
代 表 者：代表取締役 柴山 東
所 在 地：東京都練馬区西大泉六丁目14番ー5
許 可 内 容：産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）
特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）
許 可 番 号：01100175802
01150175802

2 処分内容

法第14条の3の2（法第14条の6において準用する場合を含む。）第1項第1号の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）及び特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）の許可取消処分

3 処分年月日

令和7年8月6日

4 処分理由

株式会社トーシンは、法12条第6項（委託基準）違反により令和7年5月3日に罰金刑が確定した。

このことは、法第14条の3の2（法第14条の6において準用する場合を含む。）第1項第1号に該当する。

※ 産業廃棄物収集運搬業等の許可については、取消しの要件が定められており、その要件の1つに「法の規定に違反して罰金刑が確定した場合、許可を取り消さなければならない」という規定があります。本処分はこの規定に基づき許可を取り消したものです。